平成２５年（フ）第１１号
千葉県八千代市高津1196番地７　グリーンハイツ石井Ｄ―203
債務者　鈴木　文雄
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３１号
千葉県市原市荻作1311番地117
債務者　荒金　直子
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２７７号
長野県塩尻市大字広丘堅石251番地10
債務者　藤田　恭子
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１２号
長崎県長崎市興善町７番２号　馬渡ビル301号
債務者　藤田　俊行
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５２７号
大分県由布市挾間町七蔵司485番地１
債務者　柚野　久徳
1　決定年月日時　平成25年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１０号
鹿児島県鹿児島市坂之上６丁目２番21号
債務者　伊牟田知代子
1　決定年月日時　平成25年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第８４３号
仙台市宮城野区福田町３丁目７番５号　２Ｆ
債務者　伊藤　昭男
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９０５号
仙台市若林区穀町20番地　サンキューコーポ302
債務者　阿部　浩子
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第８号
福島市渡利字平内町３番地の１
債務者　本田　聖治
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第７５号
群馬県桐生市新里町新川2523番地７
債務者　桑原　　優
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第１３７１号
千葉県浦安市美浜２丁目７番204号
債務者　原口奈保子
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４１９号
千葉県船橋市西習志野１丁目35番16号　旭荘102号
債務者　佐藤　佳榮
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４４３号
千葉県船橋市宮本２丁目10番５―303号
債務者　土橋　榮次
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４５２号
千葉市若葉区若松町459番地７　メゾンイソップ102号
債務者　小井田宏美
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４６６号
千葉市稲毛区小中台町20番地１　グランドウィンズⅢ205号
債務者　御郷　　卓
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３号
山梨県南都留郡山中湖村山中865番地の832
債務者　大久保金光
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第１７４号
長野県上田市諏訪形1106番地１　ハイツパールＣ棟201号
債務者　加納　大介
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
長野地方裁判所上田支部